

(第9条;会費の滞納) 会員が事前に承認を取る場合を除いて会費の支払いを怠った時、本クラブは指導を停止、または退会させる事ができる

(第10条;練習日程) 練習はクラブ概要に基づき行う。止むを得ない理由が発生した場合は定められた指導日、時間、場所を変更する事がある  
雨天でも原則開催する。台風などの荒天での練習の有無は練習開始二時間前に決定する。警報が発令された場合は中止とする。  
原則、祝日・休館日は休みとする。

(第11条;指導内容) 本クラブは各レベルに合わせて指導要項及び細目を定めるものとし、それに基づく個別の具体的練習方法はコーチが担当する。

(第12条;事故の対処) 活動中及び往復の事故に対してはスポーツ保険の範囲内での対処とする。活動中の事故に対する指導者への賠償責任、多難に傷害を与えた時及びその他物損に対する賠償責任についてもスポーツ保険の範囲内での対処とする。但し、体験中の事故に関しては責任を負いかねます。

(第13条;休会,退会) 休会及び退会をする会員は、前月の15日までに所定の用紙に必要な事項を記入のうえ本クラブ事務局に提出しなければならない。

(第14条;除名) 会員は次の事項に対する場合,その会員を除名する事がある。  
i) 本クラブの規約および諸規則に違反した者  
ii) 本クラブの名誉を傷付け、秩序を乱し、本クラブとしてふさわしくない行為をした場合

(第15条;規約の改正) 本規約は、随時改正する事が出来る。

(第16条;施行) 本規約は、平成25年4月1日より施行する。  
大阪府豊中市曾根東町1丁目10番3号  
CRIADOR FUTSAL CLUB 事務局,定永久男  
携帯・090-9248-2358  
アドレス・criador.esportes@gmail.com

規約作成年月日 平成 25 年 5 月 1 日